

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月28日
【会社名】	不二製油グループ本社株式会社
【英訳名】	FUJI OIL HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 酒井 幹夫
【本店の所在の場所】	大阪府泉佐野市住吉町1番地 同所は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記の場所で行っております。 (本社事務所 大阪市北区中之島3丁目6番32号(ダイビル本館内))
【電話番号】	06 - 6459 - 0731
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員CFO 前田 淳
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島3丁目6番32号(ダイビル本館内)
【電話番号】	06 - 6459 - 0731
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員CFO 前田 淳
【縦覧に供する場所】	不二製油グループ本社株式会社東京支社 (東京都港区東新橋1丁目9番1号(東京汐留ビルディング内)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月27日開催の当社第96回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2024年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金26円 総額 2,237,937,676円

効力発生日 2024年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、2025年4月1日付で当社グループの主たる事業子会社である不二製油株式会社を当社に吸収合併するグループ内再編により、純粋持株会社から事業持株会社に移行いたします。

この経営体制の変更に伴い、同日付で当社の商号を「不二製油株式会社」へ変更することを予定していることから、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更するとともに、当該吸収合併に係る当社と不二製油株式会社との2024年5月23日付合併契約に基づく吸収合併の効力発生を停止条件として、当該吸収合併の効力発生日（2025年4月1日（予定））をもってそれぞれの効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、酒井幹夫、田中寛之、前田淳、西秀訓、梅原俊志、辻智子、中川理恵及び立川義大を選任するものであります。なお、西秀訓、梅原俊志、辻智子、中川理恵及び立川義大は社外取締役であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、戸川雄介、池田裕彦及び谷保廣を選任するものであります。なお、池田裕彦及び谷保廣は社外取締役であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である社外取締役として、宮本圭子を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	774,526	759	91	(注)1	可決 99.89
第2号議案	771,921	3,364	91	(注)2	可決 99.55
第3号議案				(注)3	
酒井 幹夫	745,127	30,155	91		可決 96.10
田中 寛之	771,154	4,128	91		可決 99.46
前田 淳	771,090	4,191	91		可決 99.45
西 秀訓	752,314	22,968	91		可決 97.03
梅原 俊志	752,472	22,810	91		可決 97.05
辻 智子	770,318	4,964	91		可決 99.35
中川 理恵	771,161	4,121	91		可決 99.46
立川 義大	658,556	116,721	91		可決 84.93
第4号議案				(注)3	
戸川 雄介	762,244	13,049	91		可決 98.31
池田 裕彦	771,286	4,016	91		可決 99.47
谷 保廣	771,009	4,293	91		可決 99.43
第5号議案				(注)3	
宮本 圭子	771,715	3,591	91		可決 99.53

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る一部の議決権の数は加算していません。

以上